

伊豆半島ジオパークのロゴマーク使用基準

伊豆半島ジオパークのロゴマーク(下記)を使用できるのは原則、正会員、応援会員です。商品等が下表のいずれかの使用条件を満たしていることが必要です。応援会員に入会すれば、使用条件を満たす商品等にロゴマークをつけて販売することができます。

ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ伊豆半島ジオパークロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ提出し、承認を受ける必要があります。

	分野	ロゴの使用条件	具体例
商品等	(A) 一次産品(農林水産物など)	原材料に伊豆産を含む	原材料に伊豆産をまったく含まないものにロゴマークは使用できません
		伊豆半島やジオサイトをモチーフとしている	伊豆半島やジオサイトの形状を模した菓子類、工芸品、お土産など
		伝統的歴史的な製法に基づく	
	(B) A以外(サービス業、宿泊業、運輸業など)	伊豆半島ジオパークの啓発普及効果が認められる	包装に伊豆半島ジオパークやジオサイトの説明文を表示、中に伊豆半島ジオパークやジオサイトの説明カードを入れる場合など
		応援メッセージ等をロゴマークと組み合わせて表示する	「祝 世界認定」「〇〇会社は伊豆半島ジオパークを応援しています」といったメッセージをロゴマークと組み合わせて表示
		認定ジオガイド、準ジオガイドが参加、関与するイベント、ツアーの広報物に使用する	
		(A)の商品等の販売を支援する	ロゴマークを付けた(A)の商品等の販売コーナーを設ける場合
	伊豆半島ジオパークの啓発普及効果が認められる	伊豆半島ジオパークやジオサイトの説明や広報物を表示	

伊豆半島ジオパークはブランド認証制度を有していません。したがって、商品等にロゴマークが表示されていても、当推進協がブランド認定したことを示すものではありません。

